

◎新潟県告示第751号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域及びまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域およびまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県ずわいがに漁業	565トン

3 まだら本州日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県まだら漁業	3260トンの内数